

令和 8 年第 7 回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 8 年 7 月 2 日（木）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分
開 催 場 所	庁舎 5 階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、 奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、奥村 松市、 酒向 崇好、三宅 静喜
欠 席 委 員	鈴木 好則
事 務 局	局長 荻曾 英勝、課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議 案	第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対 する許可について 第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第 30 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等 促進計画素案に対する意見について
議 長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和 8 年第 7 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、6 番、鈴木好則委員から欠席届が提出されておりますので、 8 名です。 これより令和 8 年第 7 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	それでは、2 番大澤宏保委員、13 番奥村保彦委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 27 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の 設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 なお、受付番号 3 番の案件が、日程第 3、議案第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に よる農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についての受付番

号 11 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

日程第 2、議案第 27 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転 4 件、賃借権の設定 1 件の合計 5 件です。

受付番号 1 番は、下恵土の方と今の方との間における売買による所有権移転です。

下恵土地内において、譲受人は、申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

申請地には、農地中間管理機構を経由した使用貸借権が設定されています。そのため、現契約が合意解約されたのち、本申請の所有権移転を許可することとなります。なお、譲受人は、現在、世帯が異なる親と営農しており、今回自分名義で初めて農地を取得するため、新規就農者扱いとなっています。

受付番号 2 番は、土田の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は、自宅に近接する申請地を取得して、営農規模の拡大を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号 3 番は、日程第 3、議案第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用申請に対する意見についての受付番号 11 番と関連しますので、併せて説明します。

多治見市の方と多治見市の法人との間における賃借権の設定での 3 条許可及び 5 条での一時転用許可を求めるものです。

久々利地内において、賃借人は、申請地に支柱を立てて上部では太陽光発電設備を設置し、下部農地ではさかきの栽培により営農をするとのことです。太陽光パネルの下部部分を農地として利用することから、3 条で地上権の設定の許可を求め、太陽光パネルの支柱を建てることに対しては、5 条で一時転用の許可を求めるものです。

詳細については、資料のとおりです。

立地基準は、農振農用地ですが、農振除外はせず、営農型太陽光発電設備に伴う一時的な支柱設置の利用であるとして、一時転用が認められるもので、3 年毎に 5 条の一時転用の更新が必要で、今回は当初より 6 年経過による 2 回目の更新です。

受付番号 4 番は、広見の方と広見の方との間における売買による所有権移転です。

広見地内において、譲受人は、自宅に近接する申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号 5 番は、土田の方と中恵土の方との間における売買による所有権移転です。

中恵土地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、新規就農するとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているた

		め、権利の移動、設定は妥当と考えます。
		また、5条11番の案件については、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議 長		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
		受付番号1番、下恵土お願いします。
中 村 委 員		農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。
		受付番号1番は、下恵土の南消防署の東、可児川との間にある土地改良エリア内にある農地です。今回の申請は、今の方が田として取得し、営農される計画で、土地改良事業が施工され、用水、排水とも整備されており、耕作されるにはよい農地で、問題ないと思います。
議 長		受付番号2番、土田お願いします。
奥 田 委 員		農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。
		受付番号2番は、土田、渡地内で、譲受人の自宅前にある農地です。譲渡人は、高齢となり、以前より申請地の栗畑を十分に管理できない状況であったため、伐根して畑として耕作できる状態に変更されました。そこで、譲受人が取得して営農される計画書が提出されており、問題ないと思います。
議 長		受付番号3番及び5条、受付番号11番、久々利お願いします。
竹 谷 委 員		農業委員11番の竹谷から現地確認の報告をします。
		受付番号3番及び5条、受付番号11番は、同一場所で関連がありますので、一緒に説明します。申請地は、久々利地内にある農振農用地です。平成26年に太陽光発電施設を設置するため、3条と5条、一時転用で許可を得た農地の更新申請です。
		下部農地で、さかきが育成されており、草刈等管理もされており、更新として許可することは、問題ないと思います。
議 長		受付番号4番、広見お願いします。
奥村(保) 委 員		農業委員6番の奥村から現地確認の報告をします。
		受付番号4番は、広見区画整理地内にある農地です。譲渡人は相続により農地を所得しましたが、管理が十分にできないことから、申請地の近隣に住む譲受人が取得し、畑として野菜を作付けする計画書が提出されており、問題ないと思います。譲受人は、以前から家庭菜園などで野菜を作っており、自宅に近い申請地を取得して畑として耕作されます。
議 長		受付番号5番、中恵土お願いします。
三 宅 委 員		推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。
		受付番号5番は、中恵土にある畑です。譲渡人は、以前には申請地の近くに居住していましたが、住所が変わり申請地の管理ができないため、隣接地に居住する譲受人が取得し、耕作、管理される計画書が提出されており、問題ないと思います。
議 長		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長		営農型太陽光発電設備の更新の案件があるため、今後の営農型太陽光発電設備の新規設置や更新について、国や県の方向性は、どうなのか、聞いておきたい。
事 務 局		営農型太陽光発電設備については、全国で設置されていますが、太陽光発電設備の下

		での営農に関して、十分な管理が出来ていない案件が多く発生しています。営農できる作物も限定されますし、管理が不十分で、作物による収益も上がらない案件が多く、更新が許可できない案件が発生しているとの情報を得ています。また、新規設置に関しては、下部での営農作物に関して、管理、作物による収益などの条件が厳しくなっているのが現状です。
議 委 議	長 員 長	他に、何かご意見、ご質問はございませんか。 【意見・質問なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 27 号は、原案のとおり許可することに、議案第 28 号、受付番号 11 番は、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 議	員 長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 27 号は、原案のとおり許可することに、議案第 28 号、受付番号 11 番は、許可相当として、市に進達することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 3、議案第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 なお、受付番号 11 番の案件は、審議済みとなっていますので省略します。 また、受付番号 9 番の案件が、日程第 4、議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第 3、議案第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。 申請の内訳は、売買による所有権移転 7 件、使用貸借権の設定 4 件、賃借権の設定 1 件の合計 12 件です。 併せまして、日程第 4、議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。 申請の内訳は、事業計画の変更 1 件です。 それでは、5 条案件から順次説明します。 受付番号 1 番は、川辺町の方と川合の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めているものです。 転用事業者は、川合地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。 本案件は、昭和 54 年頃より、農地法の許可を得ず、住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。 受付番号 2 番は、広見の方と犬山市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求め

るものです。

転用事業者は、下恵土地内で、妻の祖父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、下恵土の方と各務原市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、石積みを設置するとのことです。

受付番号4番は、下恵土の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、徳野南の方外1名と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して6棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

本案件は、開発協議が必要な案件となり、都市計画法による協議が進められています。

受付番号6番は、下恵土の方と岐阜市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号7番は、東帷子の方外1名と愛知県清須市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号8番は、長洞の方外1名と愛知県丹羽郡大口町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、長洞地内で、自動車部品製造業の従業員駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、令和8年2月3日に農振除外されています。

受付番号9番は、広見の法人と矢戸の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、隣接の鍼灸院駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既存施設敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、事業計画変更、受付番号1番の案件と関連していますので、併せて説明いたします。

事業計画変更、受付番号1番は、転用申請の内容は、5条の受付番号9番と同じになりますので、省略します。事業計画が変更に至った経緯等を説明します。

当初事業計画者は、申請地に2棟の分譲住宅を建築するため転用許可を得ました。2棟のうち1棟が完成し売却したのち、その購入者より駐車場敷地を拡張したいと申し出がありました。この要望に応じることとなり、2棟目の敷地の一部を駐車場敷地として売却することとなりました。なお、2棟目の敷地は、一部売却しても住宅を建てる十分な敷地が確保されており、予定どおり分譲住宅が建築されるとのことです。

受付番号10番は、下切の方と下切の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下切地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号11番は、3条申請案件と同時に処理済みです。

受付番号12番は、広見の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、隣接地を一体利用して酒類販売店舗を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

	隣接する既存施設敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとともに境界より控えて土羽を施工するとのことです。 令和8年2月3日に農振除外されています。 以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。
議 長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
大 澤 委 員	受付番号1番、川合お願いします。 農業委員2番の大澤が受付番号1番の案件について報告します。 受付番号1番は、川合の消防車庫の西にあり、倉庫、車庫が建築されているため始末書が提出されている農地で、子が使用貸借して一般個人住宅を建築するための転用申請となります。南側隣接地に農地がありますが、説明も済み、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は北側の道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	受付番号2番から6番、下恵土お願いします。
中 村 委 員	農業委員3番の中村が受付番号2番から4番の案件について報告します。 受付番号2番は、下恵土に在ります、ふれあいの里可児の西にある農地で、祖父の所有地に使用貸借権を設定して、孫が一般個人住宅を建築するための転用申請です。上下水道とも整備されており。雨水は、道路側溝への排水、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。 受付番号3番は、下恵土の今渡南小学校の東、北に名鉄広見線が通っている場所にある農地で、親の所有地に使用貸借権を設定して、子が一般個人住宅を建築するための転用申請です。上下水道とも整備されており。雨水は、道路側溝への排水、周囲への被害防除策として、石積みを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
江 口 委 員	受付番号4番は、下恵土の東林泉公民館の西、可児土地改良区の施工エリア内にある農地を転用して2区画に宅地分譲するための転用申請です。土地改良区が転用に関して、用排水の改修などの条件を付けて同意しています。上下水道とも整備されており。周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。 推進委員1番の江口が受付番号5番、6番の案件について報告します。 受付番号5番は、下恵土徳野、国道248号線バイパスの西にある農地で、隣接地を一体利用して6戸の分譲住宅を建築するための転用申請です。中央に開発道路を設け、雨水は東側市道の道路側溝への排水となります。上下水道とも整備されており。周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。 受付番号6番は、下恵土、文化創造センター、アーラの南、国道248号線バイパスの西

		にある農地で、2戸の分譲住宅を建築するための転用申請です。雨水は、北側市道に道路側溝を新設し、東側の土地改良排水路へ排水されます。土地改良管理組合の同意もあり、上下水道は近くまで来ているので引き込む工事をされ利用されます。農業用施設への影響もないと現地確認で見てまいりましたので、転用されても、問題ないと思います。
議 長	勝 野 委 員	受付番号7番、東帷子お願いします。 農業委員5番の勝野が受付番号7番の案件について報告します。 受付番号7番は、帷子の区画整理事業施工エリアと長坂団地との間にある農地を転用して一般個人住宅を建築するための転用申請となります。隣接地に農地はありませんが、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	國 枝 委 員	受付番号8番、長洞お願いします。 推進委員4番の國枝が受付番号8番の案件について報告します。 受付番号8番は、長洞にある自動車部品製造業の工場の近くにある農地を、令和8年2月3日に農振除外し、同工場の従業員駐車場として整備するための転用申請です。 土地改良管理組合の同意もあり、駐車場のため上下水道の利用はありません。雨水排水については、駐車場のため自然浸透となり、雨の多い日の対応として敷地内に集水枥を設け、排水路へ接続され排水する計画です。農業用施設への影響がないよう施工され利用されますので、転用されても、問題ないと思います。
議 長	國 枝 委 員	受付番号9番及び事業計画変更、受付番号1番、矢戸お願いします。 推進委員4番の國枝が受付番号9番及び事業計画変更、受付番号1番の案件について報告します。 受付番号9番と事業計画変更、受付番号1番は、同一地ですので併せて説明いたします。本案件の申請地は、美里ヶ丘団地の西側入口の近くにあります。令和5年4月に当初事業計画者が2棟の分譲住宅を建築することで許可された案件を、南側の鍼灸院の所有者が、駐車場が不足するため、北側隣接地の一部を取得し、駐車場として整備し利用するための申請と、残地部分が縮小され、面積が変更となるための事業計画変更です。 駐車場部分については、砂利敷きで雨水は自然浸透で処理されます。上下水道の利用はありません。被害防除策として、周囲にはコンクリートブロックを設置されます。 残地部分は、面積が縮小されますが、1棟の分譲住宅を建築される計画で、当初と変更ないため、転用されても、問題ないと思います。
議 長	鈴木（泰）委員	受付番号10番、下切お願いします。 推進委員5番の鈴木が受付番号10番の案件について報告します。 受付番号10番は、下切山寺地内の農地で、父親所有の農地に娘夫婦が使用貸借権を設定して一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣地所有者への説明も済み、周囲への被害防除策として、コンクリートブロックを設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	奥村（保）委員	受付番号11番は、先ほど3条案件と合わせて審議済みです。 受付番号12番、広見お願いします。 農業委員13番の奥村が受付番号12番の案件について報告します。

		受付番号 12 番は、広見乗里地内の酒屋が店舗拡張で、令和 8 年 2 月 3 日に農振除外をした案件の転用申請となります。南側に農地が残りますが、雨水排水用の側溝を設けて、被害防除され、のり面処理となる隣接所有者へ説明を行い、承諾を得ておられます。雨水排水は、東側の道路側溝への排水となります。上下水道は、既設店舗への接続となります。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議 長		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
大 澤 委 員		受付番号 1 番の案件について、現地確認時には、車庫が建築されていたため、始末書が提出されていた案件です。昨日から車庫の解体工事が開始されているが、事前着手に該当するのか、判断してほしい。
事 務 局		車庫が建築されていたため、農地法違反となっている案件です。解体工事までは、是正処置として、問題ないと考えます。解体後、住宅建築のための造成工事をされると事前着手に該当すると考えられますので、中止の指示を出します。現地の状況把握と確認をして対応していきます。
議 長		他に何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質疑なし】
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第 28 号、受付番号 1 番から 10 番及び 12 番、並びに議案第 29 号について、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員		【異議なしの声多数】
議 長		異議ないものと認め、議案第 28 号、受付番号 1 番から 10 番及び 12 番、並びに議案第 29 号は、それぞれ許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。
議 長		続きまして、日程第 5、議案第 30 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。
		はじめに、本案件は、農業委員 9 番の奥村武司委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限により審議に加わるできません。
		したがいまして、本案件の審議の間、奥村委員の退席を求めます。
		(奥村武司委員 退席)
		それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第 5、議案第 30 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。
		お手元の別葉、議案第 30 号をご覧ください。
		今月は、1 件、268 m²の農地について、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権を設定する計画となっています。
		対象となる農地の内訳は、羽崎の 1 筆です。
		貸付先は、二野の法人となっています。
		貸借期間は、令和 8 年 7 月 31 日から令和 18 年 7 月 30 日までの 10 年間となっています。

議	長	集積する農地の詳細等は、別添の資料のとおりとなっています。
委	員	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
議	長	【意見・質疑なし】 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
委	員	議案第 30 号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。
議	長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第 30 号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。
		それでは、奥村武司委員の議事参加を認めます。 (奥村武司委員 着席)
議	長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議	長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事	務	それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。
局		1. 農地の適正管理の 6 月指導分について報告します。 別添資料 1 をご覧ください。(23 ヶ所)
		2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 6 月届出分です。 届出はありませんでした。
		3. 農業用施設の届出書の 6 月届出分です。 届出はありませんでした。
		4. 農地台帳非登載確認申請の 6 月申請分です。 申請はありませんでした。
		5. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の 6 月受理件数です。 4 件の届出がありました。 田 14 筆 6,238.00 m ² 畑 9 筆 1,623.00 m ² 合計 23 筆 7,861.00 m ²
		6. 令和 7 年度最適化活動の目標に対する点検評価について 別添資料 2 により説明
		7. 委員交代時のお願いについて 別紙資料 3 により説明 ・活動記録簿について ・委員報酬について ・後任への引継ぎについて ・農業新聞の購読継続につて ・配布された物品について
		8. 今後の日程について説明します。 ・令和 8 年第 8 回総会は辞令交付式等となり令和 8 年 7 月 21 日火曜日午後 1 時 30 分から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。 なお、推進委員は 5 階小会議室で待機となります。 ・次回の現地確認は 7 月 30 日の木曜日を予定しています。

中 村 委 員	また、令和８年第９回農業委員会総会は、令和８年８月４日火曜日に午後２時から庁舎５階全員協議会室で開催を予定しています。
議 長	9. その他 親睦会の清算会計報告について説明（承諾得る） これをもちまして、令和８年第７回可児市農業委員会総会を閉会いたします。 委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。 今回の総会が、現委員での最後の総会となりました。３年間、誠にご苦勞様でございました。
局 長	３年間の農業委員会活動に対する感謝とお礼の言葉